

令和5年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

4月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	水道部 企画室	吹田市水道部当直修繕等業務	執務時間外の修繕申し込みに伴う修繕、現場調査等	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市南吹田3丁目2番48号 吹田市水道・土木工業協同組合	11,399,850円	漏水事故等の発生時において、他地域への被害拡大などの二次災害を防ぐためにも、迅速かつ的確な対応が必要であり、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者は左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	水道部 企画室	水道料金システム保守管理業務	水道料金システム関係ソフトウェアの保守及び運用支援業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株)関西公共第二ビジネス部	7,932,760円	本システムを構築した左記業者でなければ、システムの保守管理業務に対応できないため。(随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
3	水道部 企画室	ハンディターミナル機器及びシステム保守業務	ハンディターミナル機器及びシステム保守業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	豊中市服部本町2丁目8番19号 関西水道用品(株)	2,814,900円	ハンディターミナルシステムを構築した左記業者でなければ、機器及びシステムの保守の対応ができないため。(随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
4	水道部 企画室	量水器取替等業務	量水器の取替、引揚、取付業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市南吹田3丁目2番48号 吹田市水道・土木工業協同組合	単価契約 25mm以下1件につき 1,450円 他50項目 執行予定総額 33,350,359円	左記事業者は、吹田市水道条例第9条による指定給水装置工事事業者であり、取替に必要な技術者及び資機材等を有していること、また、市民からの問い合わせに対して適切かつ迅速に対応できることなど、本事業に必要な条件を満たした事業者であり、左記事業者以外に同条件を満たす事業者がないため。(随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
5	水道部 企画室	水道料金等コンビニエンスストア・モバイル決済収納代行業務	吹田市水道部の水道料金等をコンビニエンスストア・モバイル決済において収納し、その収納情報及び収納金を取りまとめる業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地 (株)電算システム	1件あたり51円 執行予定総額 9,480,900円	契約の相手方となる業者の収納データに対応して収納システムを構築しているため。また、現在実施しているモバイル決済サービスに対応できるのは左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
6	水道部 企画室	債権管理システム保守業務	債権管理システムの保守	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	京都市南区東九条烏丸町5番地2 (株)京信システムサービス	2,725,800円	本システムを開発した左記業者でなければ、障害時の対応、システム再設定等の保守管理業務に対応できないため。(随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
7	水道部 企画室	量水器・貯蔵材料品及び給水装置工事等に伴う水栓番号管理業務	量水器・貯蔵材料品の維持管理及び給水装置工事等に伴う水栓番号管理業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市南吹田3丁目2番48号 吹田市水道・土木工業協同組合	10,674,840円	給水工事に精通し現場での対応能力が高く信頼性もあり、給水装置工事施工基準を熟知しており、当業務に複数名配置することが可能であるという条件を満たす事業者は左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

令和5年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

8	水道部 企画室	舗装本復旧測量・図面作成業務	道路復旧に係る測量・図面作成	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市南吹田3丁目9番9号 吹田市測量設計協同組合	単価契約 1mにつき1,850円 執行予定総額 20,187,200円	道路復旧工事の施工に伴う測量、図面作成業務であり、本業務に必要な即応性を有し、有資格者が豊富に在籍することに加え、信頼性の面で、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者が左記事業者以外にないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
9	水道部 企画室	基準点等復元業務	基準点等の測量及び復元業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市南吹田3丁目9番9号 吹田市測量設計協同組合	単価契約 3級基準点測量・設置 1点につき 370,000円 他5項目 執行予定総額 21,066,100円	本業務に必要な即応性を有し、有資格者が豊富に在籍することに加え、信頼性の面で、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者が左記事業者以外にないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
10	水道部 企画室	マッピングシステムデータ更新業務	配水施設等の工事内容や地形の変更内容をマッピングシステムへ反映するためのデータ更新業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市北区天満橋1丁目8番30号 アジア航測(株)大阪支店	18,755,000円	データ作成からインストールまで一括した業務であり、併せて管網解析や修繕受付システム、給水受付システムとの連携のため、システム構成等について精通している必要があり、システム開発者である左記事業者でなければできないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
11	水道部 企画室	マッピングシステム関連保守業務	マッピングシステムのソフトウェア等の保守業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市北区天満橋1丁目8番30号 アジア航測(株)大阪支店	4,277,900円	左記事業者は、マッピングシステムを構築した業者であり、本システムの保守は同社以外では対応できないため。(随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
12	水道部 企画室	(4・5月分)漏水修繕業務	市内一円で発生する緊急漏水修繕業務	令和5年4月1日から 令和5年5月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市原町2丁目52番1-101号 (株)鴨建興業 吹田市金田町5番10号 (株)関根工務店 吹田市南吹田3丁目12番13号 (株)橋本工務店 吹田市山手町4丁目4番5号 (株)堀田工務店 吹田市南正雀1丁目24番35号 吹田土木興業(株) 吹田市南吹田3丁目2番48号 吹田市水道・土木工業協同組合	単価契約 HIビニール管φ 13mm1mにつき140円 他1,812項目 執行予定総額 14,116,300円	本業務は緊急漏水修繕業務であり、突発事故等の緊急時に対応するため、24時間体制で迅速かつ誠実な現場対応及び機材・資材の調達能力が必要であるなど、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者は左記事業者以外にないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】エ及びカに該当)
13	水道部 企画室	(4・5月分)市道等路面復旧工事	漏水修理工事跡の小規模な道路本復旧工事等	令和5年4月1日から 令和5年5月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市川園町55番1号 吹田市道路建設協同組合	単価契約 路面復旧単価1㎡につき4,380円 区画線 白線1mにつき1,600円 他220項目 執行予定総額 19,520,600円	漏水修理工事跡の小規模道路本復旧工事や、緊急掘削に伴う仮復旧工事等を対象とし、緊急対応や遅滞のない資機材の調達が求められることから、豊富な資機材や作業員の確保、現場での対応力や信頼性の面で本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者が左記事業者以外にないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【建設工事】イに該当)

令和5年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

14	水道部 企画室	小規模貯水槽維持管理調査業務	「吹田市水道部小規模貯水槽水道管理指導要領」に基づく管理業務委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市南吹田3丁目2番48号 吹田市水道・土木工事業協同組合	単価契約 検査単価 1件につき 8,700円 調査単価 1件につき 4,000円 執行予定総額 9,766,570円	市内の小規模貯水槽を1年間で調査・点検する体制の確保が可能で、水質検査について精通した技術者・資機材等を有し、小規模貯水槽水道設置者へ適切な助言を行う技術員の配置が可能など、本業務に要求される条件を満たす事業者は左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
15	水道部 企画室	場外系監視制御装置年間保守業務	片山浄水所及び各配水施設の監視制御装置の年間保守業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市北区小松原町2番4号 メタウォーター株式会社 関西営業部	2,860,000円	本装置は、富士電機システムズ(株)で開発された電算機システムで、現在、当該システムのメンテナンスについては、メタウォーター株式会社関西営業部に移管されており、システム開発を行った当該業者でないとの業務の達成ができないため。(随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カ
16	水道部 企画室	水中モーターポンプ修理	水中モーターポンプの引揚、据付及び修理	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市淀川区十三東1丁目15番20号 (株)大阪ポンプ製作所 守口市八雲中町3丁目13番71号 (株)中央ポンプ製作所 大阪市西区靱本町1丁目11番7号 テラル(株)大阪支店	単価契約 引揚及び据付 1件につき 200,000円 他185項目 執行予定総額 10,725,000円	浄水処理に必要なさく井用水中モーターポンプの修理等を緊急時にも迅速に対応する必要があるが、ポンプの引揚、据付、修理が実施できる事業者は左記の3者であるため。(随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】エ及びカに該当)
17	水道部 企画室	すいどうにゅーす配布業務	すいどうにゅーす配布業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市北区太融寺町5番13号 (株)リビングプロシード営業本部 大阪営業部	単価契約 配布1部につき 8.50 円 執行予定総額 3,375,350円	左記業者は、「市報すいた」配布業務の契約をしており、「すいどうにゅーす」のみ単独配布するより「市報すいた」と同時配布の方が経費面で有利であるため。(随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第6号の【物品・委託役務関係業務】(2)に該当)
18	水道部 企画室	電子式量水器の修理	取替等により引揚した量水器を製造メーカーにて修理	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市淀川区三津屋北2丁目22番5号 愛知時計電機(株)大阪支店	単価契約 口径13mm1個あたり 12,000円 他7項目 執行予定額 10,103,500円	電子式量水器は、製造元である左記業者しか修理できないため。(随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
					吹田市南金田1丁目8番8号 東洋計器(株)大阪支店	単価契約 口径50mm1個あたり 80,000円 他2項目 執行予定額 2,238,390円	
19	水道部 企画室	電磁式量水器の購入	本市水道部仕様に対応できる電磁式量水器の購入	令和5年4月28日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月28日)	大阪市淀川区三津屋北2丁目22番5号 愛知時計電機(株)大阪支店	単価契約 φ150mm (R=200以下) 380,000円 φ150mm (R=400) 503,000円 φ250mm (SU型) 1,510,000円 執行予定額 4,574,900円	本市仕様に対応できる電磁式量水器を製造しているのは、左記業者のみであるため (随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当)

令和5年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

5月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	水道部 企画室	吹田市水道部（泉浄水所）除 草業務	吹田市水道部(泉浄水所) 構内 の除草業務	令和4年5月9日から 令和4年10月31日まで (令和4年5月9日)	吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人 吹田市シルバー人材 センター	1,102,200円	本業務内容は、左記団体の設置趣旨及び目的に合致し、同団体の育成に寄与できると考えられるため。 (随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第3号に該当)
2	水道部 企画室	泉系監視制御装置保守業務	泉浄水所の取水・浄水処理・配 水等の監視制御装置の年間保守 業務	令和5年5月26日から 令和6年3月31日まで (令和5年5月26日)	大阪市北区中之島2丁目3番18号 (株) 日立製作所 関西支社	2,805,000円	当該監視制御装置が左記業者により開発された電算機システムにより作動していることから、システム開発を行った左記業者でないと保守ができないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

令和5年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

6月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	水道部企画室	令和5年度市道等路面復旧工事	市道等路面復旧工事	令和5年6月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年6月1日)	吹田市川園町55番1号 吹田市道路建設協同組合	単価契約 路面復旧単価1㎡につき4,820円 区画線 白線1mにつき1,760円 他220項目 執行予定総額 97,607,400円	漏水修理工事跡の小規模道路本復旧工事や、緊急掘削に伴う仮復旧工事等を対象とし、緊急対応や遅滞のない資機材の調達が求められることから、豊富な資機材や作業員の確保、現場での対応力や信頼性の面で本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者が左記事業者以外にないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【建設工事】イに該当)
2	水道部企画室	令和5年度漏水修繕業務	市内一円で発生する緊急漏水修繕業務	令和5年6月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年6月1日)	吹田市原町2丁目52番1-101号 (株)鴨建興業 吹田市金田町5番10号 (株)関根工務店 吹田市南吹田3丁目12番13号 (株)橋本工務店 吹田市山手町4丁目4番5号 (株)堀田工務店 吹田市南正雀1丁目24番35号 吹土土木興業(株) 吹田市南吹田3丁目2番48号 吹田市水道・土木工事業協同組合	単価契約 HIビニール管φ13mm1mにつき200円 他1,813項目 執行予定総額 70,583,700円	本業務は緊急漏水修繕業務であり、突発事故等の緊急時に対応するため、24時間体制で迅速かつ円滑な現場対応及び機材・資材の調達能力が必要であり、本業務実施に当たり要求される条件を満たす事業者が左記事業者以外にないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】エ及びカに該当)
3	水道部企画室	令和5年度建替・舗装先行に伴う老朽管布設替業務	建物更新及び他企業による工事跡の道路本復旧に先行して行う老朽化した給水管の布設替業務	令和5年6月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年6月1日)	吹田市南吹田3丁目2番48号 吹田市水道・土木工事業協同組合	単価契約 HIビニール管φ13mm1mにつき200円 他1,813項目 執行予定総額 16,929,000円	本業務は、既存住宅建替時及び他企業による工事跡の道路本復旧工事に先行し、老朽化した給水管の布設替えを行う業務であり、緊急性があることから、給水工事に精通し、現場での対応力が高く、資機材が豊富で、作業員が多く在籍し迅速対応が可能であるなど、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者が左記事業者以外にないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
4	水道部企画室	給水管取替業務	漏水等リスクの高い給水管の取替業務	令和5年6月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年6月1日)	吹田市南吹田3丁目2番48号 吹田市水道・土木工事業協同組合	単価契約 HIビニール管φ13mm1mにつき200円 他2,043項目 執行予定総額 5,500,000円	本業務は、従前、水道部職員が行っていた漏水等によるリスクが高い給水管取替工事に伴う、市民折衝や各種承諾書の取得、工事の施工までを一括して行うもので、急遽発生する案件についても、給水装置工事に精通した経験豊富な業者の確保や十分な資器材の保有により対応が可能で、本業務実施に当たって要求される条件を満たす業者は、左記事業者以外にないため。 (随意契約ガイドラインの地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の【物品・委託役務関係業務】カに該当)
5	水道部企画室	泉浄水所 ろ過池水位計修理	泉浄水所 ろ過池水位計修理	令和5年6月26日から 令和5年10月23日まで (令和5年6月26日)	大阪市淀川区西宮原1丁目7番26号 東京計器(株)大阪営業所	4,950,000円	本設備は、メーカー独自に設計・製作されたもので、修理実施にあたり、仕様・構造等に熟知していることが必要で、製作者である左記事業者以外では実施できないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【建設工事】アに該当)

令和5年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

7月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	水道部 企画室	泉浄水所 電算機用無停電電源装置バッテリー取替	泉浄水所内の電算機用無停電電源装置のバッテリー取替	令和5年7月28日から 令和6年2月29日まで (令和5年7月28日)	大阪市北区堂島2丁目2番2号 (株)GSユアサ関西支社	15,084,300 円	当該無停電電源装置が左記業者により開発、製作された装置であることから、左記業者でないと取替ができないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【建設工事】アに該当)

8月分については対象案件はありません。

令和5年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

9月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	水道部 企画室	泉浄水所 オゾン発生機点検整備	高度浄水処理の一部であるオゾン処理用機器の点検整備	令和5年9月7日から 令和6年3月19日まで (令和5年9月7日)	尼崎市扶桑町1番10号 住友精密工業（株）	29,920,000円	当該設備は左記業者により設計・製作されたものであることから左記業者でない点検整備等ができないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務業務】カに該当)

10月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	水道部 企画室	減圧弁点検整備業務	配水管の適正水圧を保つため設置されている減圧弁の定期的整備点検	令和5年10月23日から 令和6年3月15日まで (令和5年10月23日)	大阪市中央区本町4丁目6番10号 (株) 森田鉄工所 大阪営業支店	14,949,000円	当該設備は左記業者により設計・製作されたものであることから左記業者でない点検整備等ができないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)【物品・委託役務業務】カに該当)

11月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	水道部 企画室	山田西1丁目配水管φ300mm緊急漏水修繕工事	山田西1丁目の直径300mmの配水管から漏水したことによる緊急修繕工事	令和5年9月20日から 令和5年11月20日まで (令和5年11月17日)	吹田市金田町5番10号 (株) 関根工務店	9,152,000円	吹田市山田西1丁目27番地内において直径300mmの配水管の漏水発生時、影響を最小限に止めるため特殊性のある修繕工法で修繕を行う必要があると判断し緊急工事を実施。左記業者とは、漏水修繕業務の単価契約も行っており、平素より本市水道部発注の漏水修繕業務等も請け負えるだけの数多くの技術者や資機材が確保され、緊急工事に24時間体制で対応してきた実績があるため。 (随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第5号に該当)
2	水道部 企画室	水道部庁舎外3施設で使用 する電力調達	高圧電力 負荷率40%以下	令和6年1月の検針日から 令和7年1月の検針日 前日まで (令和5年11月29日)	東京都港区港南2丁目10番9号 (株) V-Power	単価契約 基本料金 1911.80円/kw/月 他7項目 執行予定総額 23,269,575円	本業務は、市の電力調達に係る入札と併せて実施することにより、水道部が単独で実施するより経費面で有利であるため。(随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第6号の【物品・委託役務関係業務】(2)に該当)

令和5年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

12月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	水道部 企画室	泉浄水所 配水ポンプ点検整備	泉浄水所に設置されているNo.6 及びNo8配水ポンプの点検整備	令和5年12月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年12月1日)	兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号 クボタ環境エンジニアリング(株) 大阪支社	9,790,000 円	当該設備はメーカー独自に設計・製作したものであり、仕様・構造を熟知している左記業者しか点検整備及び調整ができないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)) 【物品・委託役務関係業務】カに該当
2	水道部 企画室	泉浄水所 フラッシュミキサー点検整備	泉浄水所に設置されているNo.4 号、No.5及びNo.6号フラッシュミ キサーの点検整備	令和5年12月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年12月1日)	大阪市大正区南恩加島5丁目8番6号 井原工業(株)	3,190,000円	当該設備は左記業者により設計・製作されたものであることから左記業者でないと点検整備等ができないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)) 【物品・委託役務業務】カに該当
3	水道部 企画室	片山浄水所 膜薬品洗浄業務	片山浄水所に設置された浄水処理用の膜浸漬槽3系列、及び排水処理用の膜濃縮槽2系列の膜ろ過モジュールの薬品洗浄業務	令和5年12月15日から 令和6年3月22日まで (令和5年12月15日)	兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号 クボタ環境エンジニアリング(株) 大阪支社	5,170,000円	当該設備はメーカー独自に設計・製作されたものであり、仕様・構造を熟知している左記業者しか洗浄業務ができないため。(随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)) 【物品・委託役務関係業務】カに該当
4	水道部 企画室	片山浄水所 脱水機点検整備	片山浄水所に設置されている脱水機の機能維持、機能保全及び機能回復のための点検整備	令和5年12月22日から 令和6年3月29日まで (令和5年12月22日)	兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号 クボタ環境エンジニアリング(株) 大阪支社	4,070,000円	当該設備はメーカー独自に開発・制作されたもので、点検整備を行うに当たっては、仕様・構造等について熟知している左記業者以外では目的を達成することができないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の14第1項第2号の(1)) 【物品・委託役務関係業務】カに該当

1月～2月分については対象案件はありません。